

秋田由利本荘洋上風力合同会社「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年4月27日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、秋田由利本荘洋上風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県由利本荘市沖合  
原動力の種類：風力(洋上)  
出力：最大100万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 5月 1日
環境大臣意見受理	平成29年 6月30日
経済産業大臣意見発出	平成29年 7月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年10月31日
住民意見の概要等受理	平成29年12月27日
秋田県知事意見受理	平成30年 3月13日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

秋田由利本荘洋上風力合同会社「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

本事業は、沖合 1 km～約 4 km、南北約 30km の広い海域に最大 140 基（総出力最大 100 万 kW）の風力発電所を設置する国内では極めて少ない大規模な洋上風力発電事業であることから、騒音、渡り鳥及び景観等への影響について、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)